

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書

地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に伴い下記のとおり、地域雇用開発奨励金における雇入れを行いますので、対象労働者数について承認願います。

平成 年 月 日
(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 殿

1 申請者	指定事業主	フリガナ 法人(予定)名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい)
		フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の場合のみ)
		事業所の所在(予定)地 〒 ー 電話番号 ()
2 状況	地域雇用開発奨励金の計画書提出予定年月日 平成 年 月 日	
	地域雇用開発奨励金の計画完了予定年月日 平成 年 月 日	
	設置・整備の内容	
	地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係	
3 雇入れ計画	雇入れ予定人数	人

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画については、下記のとおり、認定します。

平成 年 月 日
(指定事業主名) 殿

(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 印

承認する 内容	対象労働者数	人	うち上乗せ助成対象労働者数	人	承認年度	平成 年度計画完了分
	地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由または実績					
承認しない理由 申請人数よりも 承認人数が少 ない理由	・ なし ・ 承認申請が多数に上ったことから調整を行ったため ・ 協議会として認められる上限数を上回ったため ・ 1事業所あたりの上限数を上回るため					
	等					

＊地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書の記入について

1 「1 申請者」について

- (1) 地域活性化雇用創造プロジェクトの実施主体となる協議会から指定事業主と認められた事業主（代表責任者）（となる予定の者）の氏名を記入して下さい。

2 「2 状況」について

- (1) 「地域雇用開発奨励金の計画書提出予定年月日」欄には、地域雇用開発奨励金の計画書を管轄労働局に提出する予定の日（地域雇用開発奨励金の計画日となります）を記載して下さい。
- (2) 「地域雇用開発奨励金の計画完了予定年月日」欄には、地域雇用開発奨励金にかかる計画の完了予定日（完了日・第 1 回支給申請日となります）を記載して下さい。
- (3) 「設置・整備の内容」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトと関係する施設や設備の設置について具体的な内容を記載して下さい。
- (4) 「地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加内容及び参加することにより設置・整備及び雇入れを行うこととした状況等、設置・整備及び雇入れの契機が地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものであることを具体的に記載して下さい。

3 「3 雇入れ計画」について

- (1) 「雇入れ予定人数」欄には、2 の状況により雇入れを行う予定の人数を記載して下さい。なお、地域雇用開発助成金の助成対象となる労働者は雇入れ日時時点で当該地域活性化雇用創造プロジェクト実施都道府県に居住する労働者となります。

4 添付書類について

- (1) 本申請書を提出する場合は、管轄する労働局に提出する予定の地域雇用開発奨励金の計画書（様式 1 号）の写しを添付して下さい。

＊地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書の記入について

1 「承認する内容」について

- (1) 「対象労働者数」欄には、当該雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトにより雇用創出されるものと認められる場合、申請書の「雇入れ予定人数」欄に記載された人数を転記してください。
- (2) 「うち上乗せ助成対象労働者数」欄には、協議会の当該計画完了年度の上乗せ助成対象労働者上限数枠内において、当該計画に対し、割り当てた上乗せ助成対象労働者数を記載して下さい。なお、上乗せ助成対象労働者が 0 の場合、地域雇用開発奨励金のみでの支給はできないため、不承認として下さい。
- (3) 「地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由及び実績」欄には、設置・整備の内容及び雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものと認められる理由及び地域活性化雇用創造プロジェクトの参加実績を記載して下さい。
- (4) 「承認しない理由・申請人数よりも承認人数が少ない理由」欄には、申請人数どおり認める場合は「なし」、承認しない場合及び申請人数よりも承認人数が少ない場合は「その理由」を記載して下さい。

※ この申請書及び承認書は、地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対し、労働局が地域雇用開発奨励金の支給を行う根拠となるものです。

承認後は、本承認書、地域雇用開発奨励金計画書（地様式第 1 号）、地域雇用開発奨励金事業所等状況等申立書（地様式第 13 号）及び事業所の事業概要がわかる資料を、管轄労働局に提出願います。

承認された場合であっても、地域雇用開発奨励金の支給要件を満たさない場合は地域雇用開発奨励金（雇入れ追加助成を含む）は支給されません。

また、雇入れられた労働者が地域雇用開発奨励金の対象労働者としての要件を満たさない場合等、上乗せ助成対象者数が承認された人数に満たないこともあります。

承認された人数分が保証されるわけではありませんので注意して下さい。